



ゆうあい

111
令和7年
1月号

●主な内容●
CONTENTS

- P1 新年のご挨拶
P2 雪かきボランティア募集
P3 令和6年度第2回ふれあいいきいきサロン開催他
P4 生活福祉資金貸付制度について
P5、6 日常生活自立支援事業について他

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、社協の運営・事業推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は、元旦に石川県能登地方で大地震が発生し、驚きと心配の年明けとなりました。更に同地方では、復旧途中の秋にも豪雨災害が発生するなど、改めて自然災害の怖さを知ると同時に、被災した地域の皆様に日常が一日も早く戻ることを切に願うばかりです。

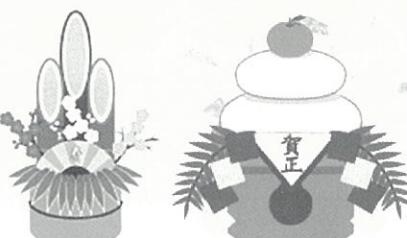
『天災は忘れた頃にやってくる』と昔からよく言われておりますが、温暖化や気候変動が続いている現在では、いつ同じ様な災害が起きても不思議ではありません。日頃から地域の自然や社会への関心、人との繋がりを深めることが大切になります。

社協では、地域で共に生活していく為に必要となる地域福祉活動を関係機関と連携し、推進して参りますので、引き続きご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

最後に、新しい年が皆様にとって実り多き一年となりますよう心よりご祈念申し上げ新年のご挨拶と致します。



会長 松本 善一



■ 雪かきボランティア募集

鹿部町生活支援体制整備事業の高齢者支援（生活支援サービス）で実施する雪かき（屋外作業）について、下記のとおり活動するボランティアを募集致しております。尚、希望される方は事前のボランティア登録とボランティア保険の加入が必要となります。

ご希望の方は、鹿部町社協までご連絡下さい（電話7-3341）。

記

応募条件	高校生以上（未成年の方は保護者の同意必要）
作業内容	日常生活路の確保（玄関から道路迄の雪かき）
活動時間	午前9時～午後3時
活動の目安	積雪10cm以上、町の道路除雪が出動した場合など

現在、依頼者が増えてきており、実際の降雪時に円滑な対応が困難になる事が予想されております、是非活動へのご協力をお願い致します。



屋外作業（雪かき）

※下記高齢者支援（生活支援サービス）の利用者・ボランティアも募集致しております。

高齢者支援（生活支援サービス）

屋内サービス

- (1) 掃除（窓拭き・照明器具掃除等）
- (2) 整理（ゴミの整理・荷物整理等）
- (3) 移動（家具の移動・粗大ゴミのゴミ出し等）
- (4) 高所作業（電球・電池交換等）
- (5) その他（話し相手等）



屋内高所作業（電球交換）

屋外サービス

- (6) 技術（大工仕事・木枝剪定等）
- (7) 作業（草取り・雪かき・物置整理等）
- (8) その他（犬の散歩等）



屋外技術（大工仕事）

利用対象者は、75歳以上の独居世帯及び高齢夫婦世帯（どちらか一方が75歳以上可）、65歳以上の独居世帯で障がい者手帳をお持ちの方です。

令和6年度第2回ふれあいきいきサロン開催

10月30日(水)、出来澗会館において令和6年度第2回ふれあいきいきサロンを開催し、13名の方が参加されました。当日は、参加者さんにもお手伝いを頂き、ジャガイモの塩煮やキノコ汁を作り、全員で頂いた他、トランプやジエンガをして参加者同士が交流致しました。また今回のサロンでは、参加者の皆さんに各自来場して頂く形(基本送迎なし)で実施致しております。



令和6年度第3回ふれあいきいきサロン 安否確認お食事サービス昼食会の合同開催について

ふれあいきいきサロンは、外出機会の少ない方の交流の場として、安否確認お食事サービスは、独り暮らしの方を対象にご飯の配達と安否確認を兼ねた事業としてそれ実施致しております。今回は合同で下記のとおり開催致しますので、是非ご参加ください。

記

開催日時	令和7年2月26日(水) 10:00～13:30
開催場所	鹿部シェアサロン(リゾート地区)
開催内容	ゲームやレクリエーションを予定
参加料	200円(昼食代)
申込期日	2月12日(水)
申込み先	7-2135(社協)
対象者	町内在住の70歳以上の方

会場までは、各自お越し下さい。
「しかバス」でお越しの方は5便に
乗車、『鹿部リゾートオーナーズサ
ロン前』バス停(10:15着)で降車
下さい。お帰りの際は同バス停8便
(13:23発)に乗車下さい。

■ 生活福祉資金貸付制度について

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的貸付制度です。鹿部町社協では、相談や借入申請等の受付けを致しております。

1. 総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の立て直しのための貸付です。

2-1. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付です。

2-2. 福祉資金 福祉費

住宅の改修や障がい者世帯の自動車購入、療養、引越しの経費等、生活を送る上で一時的に必要な経費の為の貸付です。

3. 教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校の入学金・制服等、入学時に必要な経費と授業料や通学代等、就学に必要な経費の貸付です。※合格発表前の事前申請も可能です。

※各資金の費用別により、貸付限度額・据置期間・償還期間が異なりますので、詳しくはお問合せ下さい。

※上記の他、低所得の高齢者世帯や生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しする不動産担保型生活資金があります。

※「生活福祉資金貸付制度」以外に、住居のない離職者に対して、公的給付または公的貸付を申請している場合に、給付金または貸付金を受けるまでの当面の生活費を貸付ける「臨時特例つなぎ資金」があります。

その他

- ・「世帯」に対する貸付です。
- ・貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。
- ・民生委員等の相談・支援が必要です。
- ・他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。
- ・事後申請は対象外です。

※総合支援資金・福祉費は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、利子年1.5%、緊急小口資金・教育支援資金は、無利子。

※相談、申込、審査、貸付金送金迄は、概ね1か月～1か月半程度掛かります（緊急小口資金以外）



日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方、または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

○ 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。判断能力が低下してきて契約能力がない場合は本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

○ 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方などです。主に認知症の症状のある（物忘れを含む）高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としていますが、医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず利用できます。

○ 「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していた方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。

1. 福祉サービスの利用援助（基本事業）

福祉サービスの情報提供や利用についての手続きをお手伝いします。

- ①福祉サービスを利用する、または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

2. 日常的金銭管理サービス（オプション）

日常的な金銭管理のお手伝いをします。取り扱う預貯金の口座の限度額は50万円程度を目安としています。

- ①年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ②税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き
- ③日常的な生活費の払戻し、預け入れなどの手続き



(前のページ続き)

3. 書類等の預かりサービス(オプション)

本会が金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かり致します。
お預かりできるもの(原則として、ご本人名義のみに限ります。)

- ①預貯金通帳
- ②年金証書
- ③権利証
- ④契約書類
- ⑤保険証書
- ⑥印鑑



◎利用料金

1回(1時間程度)の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費を頂きます。
また、書類等の預かりサービスをご利用される場合、貸金庫利用料の実費を頂きます。

鹿部町社協へのご寄付 (令和6年10月1日～令和6年12月31日受付分)

● 北海道立漁業研修所海友祭実行委員会様

鹿部町社協事業活動令和6年10月1日～令和6年12月31日

10/1	赤い羽根共同募金運動開始	鹿部町内
10/8	令和6年度初期支援者養成・資質向上研修会 災害ボランティア組織連携会議	北斗市
10/15	令和6年度生活支援コーディネーター連絡会議	札幌市
10/18	令和6年度渡島・桧山社協職員連絡協議会会員合同研修会	函館市
10/21	四半期監査	宮浜児童館
10/23	安否確認お食事サービス開始(全6回)	鹿部町内
10/24	全道市町村社協事務局長連絡会議 令和6年度第3回地域ケアサービス連絡会	札幌市
10/28	令和6年度道南圏域生活支援コーディネーター情報交換会	八雲町
10/29	令和6年度全道ヘルパー研修	札幌市
10/30	令和6年度第2回ふれあいいきいきサロン	出来澗会館
10/31	全国権利擁護支援ネットワーク北海道ブロック研修会	函館市
11/1	広報配布	鹿部町内
11/5	令和6年度日常生活自立支援事業 【指揮監督者・自立生活支援専門員研修】	オンライン
11/6	令和6年度生活支援コーディネーター養成研修【応用編】	函館市
11/14	令和6年度第2回理事会	宮浜児童館
12/25	年末独居訪問	鹿部町内
12/30	仕事納め	